

事業所の皆様へ

事業系ごみの適正な処理にご協力ください

◇ 事業系ごみとは

一般家庭から出されるごみと区別して、事業活動に伴って生じた廃棄物（ごみ）のことを事業系ごみといいます。

商店、飲食店、会社、工場、事務所等だけではなく、公共サービス等を行っている所も含めて事業活動から出されるすべてのごみは事業系ごみです。

廃棄物処理法では、事業者は事業系ごみを自らの責任で処理しなければならないと定められています。

◇ 事業系ごみの種類は

事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。

これらのごみは、それぞれの処理施設で処理しなければならないことが廃棄物処理法で定められています。適正に処理がなされない場合、法により罰せられる場合があります。

◇ 地域のごみ集積所には出せません

事業系ごみは、地域のごみ集積所に出すことはできません。排出者の責任において処理する必要があります。

◇ どうすればいいの？

事業系ごみのうち一般廃棄物については、次のいずれかの方法により処理施設へ搬入してください。

- ① 処理施設（西濃環境保全センター）へ自分で直接搬入する。（有料）
※ 搬入許可書が必要ですので事前に市役所環境課へご連絡ください。
- ② 瑞穂市の許可を受けた収集運搬業者に依頼する。

瑞穂市一般廃棄物収集運搬許可業者
（穂積地域） ・ 中央清掃(株) Tel.326-3421
 ・ 株野々村商店 Tel.327-4030
（巢南地域） ・ (有)揖斐・本巢クリーナー Tel.323-0707
（瑞穂市全域） ・ 東海環境サービスセンター Tel.0584-62-6662



【瑞穂市環境水道部環境課 Tel.327-4127】